

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

まちなか賑わい創出拠点整備事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

富山県滑川市

3 地域再生計画の区域

富山県滑川市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【賑わい創出】

近年、中滑川駅を最寄り駅とし、かつては宿場町として栄えた本市の街並みの趣を残す瀬羽町周辺において、空き家のリノベーションによる新たな出店（H23以降：8件）や登録有形文化財が多く残る街並みを活かしたイベントの開催（R1：参加者数：18,000人）に対して市が支援を行った結果、休日には店舗に行列ができるなど、観光面において市外からの着実な人の流れができています。また、当駅の近隣に市産木材をふんだんに使用した児童館を整備した結果、市外からも多くの利用者が訪れる人気施設（R1利用者数：51,249人（うち市外23,300人））となっているが、いずれも個別の店舗や施設を車で訪れるケースがほとんどで、点としての賑わいに留まっている。

こうした点と点の賑わいを地域全体に広げるためには、公共交通機関の結節点である中滑川駅前に核となる施設を整備し、地域としての回遊性を構築することが必要であり、駅周辺の9町内会で開催した地域住民を対象とするまちづくり座談会でも、小売店や飲食店が入居する拠点施設を求める声が約半数を占めていた。また、当該地区にある滑川高校生を対象とした調査では、放課後の滞在空間として駅に近接する施設を挙げる割合が6割余りとなるなど、地元や若年層からも滞在可能な拠

点施設の整備が望まれている。

【食育・健康づくり】

当市では、「食育」は生きる上での基本であり、知・徳・体を支える基礎となるという認識の下、学校給食における食育推進を中心として、未就学児の食育指導や、地域において食育を推進する食育サポーターの育成、生産者との交流など、全てのライフステージにおいて幅広い食育の取組みを進めてきた。

こうした取組みの結果、学校給食における残食率が1%未満となるなど、大きな成果を上げているが令和2年度に市が実施したアンケート調査では、依然、青壮年を中心として、「朝食を毎日食べる」割合は7～8割程度、「栄養バランスのとれた食事の摂取」は4割程度に留まっているなどの課題がある。

また、健康づくり施策として市内10箇所のウォーキングコースを選定し、市民のウォーキングの推進、高齢者の運動を習慣化するための教室を定期的で開催してきたところである。

こうした事業の成果もあり、健康寿命は地方版総合戦略の基本目標に掲げた数値（男性：78.5歳、女性：83.5歳）を達成するなど、順調に推移しているところであるところであるが、平均寿命の延伸に伴い、健康寿命と平均寿命との差（不健康な期間）は女性において、以前より広がる（H25年：男性1.37歳 女性2.83歳 → H29年：男性0.87歳 女性3.29歳）状況となっている。

さらに、現在、食育事業や健康づくり施策が公共交通機関の乗継ぎが必要な場所で開催しており参加しにくいいため、市全体に効果を波及するためには交通の利便性が高い場所での開催が望まれていることや、今後、更なる人口減少や団塊の世代が後期高齢者に突入するにあたり、フレイル予防に向けた食育・健康づくりの更なる推進など新たな課題に対応する施策の展開が必要となっている。

【しごと創出】

当市では、以前から企業団地の造成や設備投資の支援等に重点的に取り組んでおり、その結果、人口一人当たりの製造品出荷額等は1,068万円（H30）と、圧倒的な県内一位を維持しているほか、設備投資支援に伴う新たな雇用（H27～R1計297人）の創出につながっている。

一方、市内の商業については、郊外の大型スーパーの出店やインターネットの普及に伴う消費者の購買行動の変化等による個人商店の廃業や事業所の統廃合などにより、平成19年と平成28年で比較すると事業所数は467事業所から294事業所、従業者数も2,271人から1,746人に減少しており、新たな創業件数も少ないなどの課題が生じていた。

こういった課題に対し、市では、平成29年度に新規創業時のアドバイスや利用者同士のつながりによる新たな「しごと」の創出を目的としたコワーキングスペースを設置し、さらに、翌30年度には「新規創業奨励金」を設けることで、新たな創業を支援している。こうした取組みの結果、瀬羽町周辺への出店など、一定の成果はあるものの、創業を検討する者が、気軽に最初の一步を踏み出すためのチャレンジショップが整備されていないため、新規創業件数は伸び悩んでいる。

4-2 地方創生として目指す将来像

【賑わい創出】

中滑川駅は、富山地方鉄道の特急列車も停車する同鉄道の主要駅であり、昭和40年代半ばには、駅ビルが建設され、金融機関や飲食店、スーパーなどの小売店が入居するなど、まちの中心として多くの市民が集い、大変賑わっていた。しかしながら、当該地区の急激な人口減少による集客力の低下などから平成26年に駅ビルが解体され、駅前の賑わいが失われるとともに、身近な生活圏内の小売店や飲食店が無くなったことで、移動手段を持たない高齢者にとって、日常生活の利便性が著しく低下している。

本地域に、生活関連の機能（飲食・物販店等）を備える拠点施設を整備することで、幅広い世代の人々が集い・滞在し・交流できる「新たな賑わい空間」の創出と、快適な住環境の形成を目指す。

【食育・健康づくり】

市では、平成23年3月に制定した滑川市食育推進条例に基づき、同年6月に滑川市生涯いきいき食育推進計画を策定し、市民一人ひとりが健全な食生活を送れるよう、家庭・学校・地域・事業者など幅広い分野の関係者が役割を分担しながら、健康寿命の延伸や地産地消による地域の活性化に取り組んでいる。とりわけ、地産地消の分野では、学校給食における地場産野菜の供給率の向上に取り組んでおり、学

校・給食場・農業公社・農業者が緊密に連携することで、県内他市町が軒並み2～3割の供給率で推移する中、6割を超える突出した供給率を維持していることや、未就学児や小中学生への継続的な食育教室の実施などが評価され、令和元年度の地産地消優良活動表彰において教育機関部門の最高賞である文部科学大臣賞を受賞したところである。また、健康づくりでは、誰もがいつでも無料で使えるスポーツ・健康の森公園を市民との協働で整備したほか、ウォーキングコースの整備や高齢者が健康運動の習慣化を図るための教室の開催など、市民の健康増進・競技力の向上を目的として幅広い施策を展開している。さらに、平成29年度には屋内運動場を整備し、同施設を練習拠点とするスポーツ合宿の誘致に積極的にも取り組んでおり、市外・県外からの利用者が堅調に増加している。公共交通の結節点という地の利を活かした場所に福祉・健康の拠点を整備し、食育と健康づくり事業の効果を全市的に波及させることで、健康寿命延伸の実現をより一層推進させることを目指す。

【しごと創出】

本施設にレンタルスペースや一部のテナントをチャレンジショップとして配置するとともに、市、商業関係団体、金融機関が創業支援等事業計画の作成支援、創業セミナーや窓口相談、経営指導などを行うほか、「新規創業奨励金」や「市街地空き地空き家活用支援事業」等による支援により、近隣地域の商業・観光の芽とリンクして地域の人の流れをつくる・しごとをつくる機能の面的向上を図り、地域での「しごと」の創出をより一層推進させることを目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
複合施設の利用者数(人) / (年間)	0.00	0.00	10,000.00
女性の健康寿命(歳)	83.91	0.00	0.20
事業を通じた新規開業数(事業所) / (年間)	0.00	0.00	2.00

2023年度増加分 3年目	2024年度増加分 4年目	2025年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計

10,000.00	10,000.00	10,000.00	40,000.00
0.30	0.30	0.30	1.10
1.00	1.00	1.00	5.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

まちなか賑わい創出拠点整備事業

③ 事業の内容

【賑わい創出】

本施設を含む駅前空間の面的整備（①地域の親子連れや児童館の来館者が立ち寄り、遊べるようキッズコーナー、②高齢者をはじめとする地域住民等が自由に集い交流したり、中高生が休日や放課後に集い学習したりするスペース、③普段から人々が集い・滞在し・交流する流れを生み出すための地場産野菜等を販売する農産物直売所、飲食・物販店舗等の配置）を実施する。

これにより、最寄駅周辺の整備がされていないため、滞在可能な場所や回遊性が構築できておらず、地域全体の賑わいに繋がっていないという構造的な課題が解決する。

【食育・健康づくり】

ウォーキングイベントや食育教室、食生活改善教室などの食育事業（健康バランス食の提供、地産地消食の提供、地場産物の販売、食育イベント、食育の普及啓発（掲示）など）、子どもから高齢者までもが体を動かすための機会や健康を維持するための教室を開催するなどの健康づくり事業

の場として、公共交通の結節点という地の利を活かした場所に福祉・健康の拠点を整備する。

これにより、食育事業や健康づくり施策の効果の市全域への波及や、高齢者のフレイル予防に向けた食育・健康づくりの更なる推進などの構造的な課題が解決する。

【しごと創出】

本施設にレンタルスペースや一部のテナントをチャレンジショップとして配置することにより、将来的に本格開業を検討する事業者が気軽に創業を検討できる環境を構築する。

これにより、創業を検討する者が、気軽に最初の一步を踏み出すことができず、新規創業件数は伸び悩んでいるという構造的な課題が解決する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本施設の収入については、飲食・物販店舗のテナント料やレンタルスペース利用料の収入等で5,000千円／年を見込んでいる。また、支出については、建物の維持管理費として同等施設の実績等から年間32,500千円／年を見込んでいる。（防災拠点部分を含む。うち地方創生部分の整備面積は35.1%）

また、テナント入居者の売上額として年間50,000千円程度を見込むほか、本施設を活用した食育・健康づくり事業の成果として後期高齢者医療の療養給付費や介護保険の保険給付費の削減、公共交通（鉄道・コミュニティバス）の利用者増、地場産農産物の販売量拡大に伴う生産者の収入増加、チャレンジショップを契機とした地域での創業や回遊性の向上による地域全体の消費拡大など、多様な波及効果を見込んでいる。

さらに、レンタルスペースの一部を「おためしサテライトオフィス」と位置づけ、別の補助事業を活用して、本市を含む一部事務組合が市内全域に整備する高速のインターネットサービスを提供することで、将来的なサテライトオフィスの開設による雇用の創出や移住の促進が期待される。

施設整備後は、市が様々な関係機関・団体と連携しながら食育・健康づ

くり事業やにぎわい創出のためのウォーキング等のイベントの開催、新たに創業を検討する者への総合的な支援に取り組むことにより、施設利用者の増加、レンタルスペースへの入居を促進し、利用料収入としている飲食・物販店舗のテナント料、レンタルスペースの賃料を増加させ、将来的な自立性の確保を目指す。

■収支予算（※指定管理委託を予定）

【収入】 32,500千円

・管理・運営受託事業収入 27,500千円…指定管理料…滑川市からの指定管理料

・利用料収入（①+②+③）5,000千円…テナント料 飲食・物販店舗のテナント料

①2,000千円…

基本額：飲食 $47\text{m}^2 + 138\text{m}^2 \times 47/65 \times 500\text{円} / \text{m}^2 \times 12\text{月} \times 1.1 \doteq 1,000\text{千円}$

〃：物販 $153\text{m}^2 \times 500\text{円} / \text{m}^2 \times 12\text{月} \times 1.1 \doteq 1,000\text{千円}$

②1,000千円…加算額：（※①の売上額100万円を超えた額の2%）

③2,000千円…レンタルスペース賃料

【支出】 32,500千円（※防災拠点部分を含めた全体の維持管理費）

・維持管理費

10,500千円…人件費…3,500千円×3人

22,000千円…維持管理費（燃料費、光熱水料費、委託費、その他）

【官民協働】

【賑わい創出、農業振興】

市（官）が市の施策である地産地消や農業の6次産業化を推進するための講習会等を開催することにより、滑川ひかる市運営協議会（民：農業生産者で組織する運営協議会）が農産物直売所で販売する採れたての地場産野菜をシェアキッチンにおいて加工して魅力ある商品の開発を行うことが可能となり、商品を目当てに市内外からの集客が見込まれる。

また、市と総合型スポーツクラブ（民）やウォーキング団体（民）、観光協会（民）、商業団体（民）など多様な関係機関・団体が連携し、ウォーキングイベントをはじめとする様々なイベントを本施設を拠点として開催するなど、官民協働で賑わい創出を推進する。

【食育・健康づくり】

農産物直売所で市内の農家（民）が持ち寄った採れたての地場産野菜を、市民健康センター（官）と食生活改善推進員（民）が共同で開催する食育教室や食生活改善教室で活用し、生産者も巻き込んだ食育事業を実施するほか、新たに食生活改善推進員と食育サポーター（民）が中心となって組織する（仮称）食育プラザ運営委員会が健康バランス食を提供することにより、市民の食生活習慣の改善による健康寿命の延伸を官民協働でより一層高める相乗効果がある。

【しごと創出】

まちなかでの新たな創業を推進するため、市（官）がレンタルスペースや一部のテナントをチャレンジショップとして場所を提供するとともに、市（官）、商業関係団体（民）、金融機関（民）が連携して創業支援等事業計画の作成支援、創業セミナーや個別相談を開催することにより、官民協働でしごと創出及び商業振興を推進する。

【地域間連携】

【賑わい創出】

当市は、ホタルイカと海洋深層水のまちとして県内外からの誘客に努めているが、当市単独では誘客力が少ない。施設整備を契機とし、同じ富山広域圏の市町村と連携した観光ルートの中継地点としての利用を促進するとともに、市内外のイベント開催者が協力・連携して誘客を図るイベントの開催、市内外の利用者がテナントを利用するなどの広域的な施設利用を行うことにより、地域間連携及び賑わい創出の拠点としての相乗効果が見込まれる。

【地域経済振興】

当市は、兼業農家が多く米の生産が盛んではあるが、野菜の生産量が

少なく、年間を通じた地場産野菜の流通に乏しい。同じJA管内の立山町、上市町、舟橋村から農産物等の幅広い商品を本施設の農産物直売所に流通させ、農産物直売所がその商品を販売することにより、農産物直売所の売上げが増大する。これに併せて市の海産物をはじめとする特産品を上記町村内の直売所等で各々販売する仕組みの構築を図り、農業に留まらない地域間連携により地域経済の活性化をより一層高める相乗効果がある。

【政策間連携】

【農業振興】

農産物直売所で販売する採れたての地場産野菜をシェアキッチンにおいて加工して魅力ある商品を開発を行うことにより、地産地消や農業の6次産業化の推進が期待されるとともに、テナント入居者が採れたての地場産野菜の魅力を活かしたメニューを提供することで、地場産野菜の需要が増え、直売所における売上の増大や、農産物の生産拡大による地域経済の活性化も進むなど、農業振興をより一層高める相乗効果がある。

【防災】

本施設は、賑わい拠点として整備するとともに、社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）を活用し、災害時に避難所等に活用可能な備蓄倉庫・避難所スペース等も備える防災拠点として整備することとしている。地域住民が日頃から集い、交流する本施設が防災機能を併せ持つことで、防災意識の効果的な啓発や災害時の円滑な対応が可能となるとともに、新型コロナウイルス等により、避難所の設営においても十分なスペースの確保が必要となっているため、緊急時には賑わい創出部分も避難スペースとして活用できるなど、地域全体の防災力の向上につながり、安全・安心なまちづくりの推進をより一層高める相乗効果がある。

【食育・健康づくり】

食育教室や食生活改善教室などの食育事業、子どもから高齢者までも

が体を動かすための機会や健康を維持するための教室を開催するなどの健康づくり事業を開催することにより、これまで、当市が力を注いできた食育・健康づくりをさらに推進し、健康寿命の延伸をより一層高める相乗効果がある。

【しごと創出】

レンタルスペースや一部のテナントをチャレンジショップとして配置し、市、商業関係団体、金融機関が創業支援等事業計画の作成支援、創業セミナーや個別相談を開催することにより、新たなしごと創出及び商業振興をより一層高める効果がある。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度3月に、3月末時点のK P Iの達成状況を事業担当課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

産官学勤労言等のメンバーで構成する滑川市総合計画審議会及び市議会委員会において、K P Iの達成状況等を報告・検証する。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、市ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 358,953千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 食育・健康づくり事業

ア 事業概要

本施設を拠点とするまちの賑わいの創出と健康寿命の延伸を図るため、食生活改善教室や、健康バランス食の提供、ウォーキングイベントなど、多様な食育・健康づくりの取組を実施する。

イ 事業実施主体

富山県滑川市

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで

(2) しごと創出支援事業

ア 事業概要

まちなかにおける創業を推進しまちの賑わいを創出するため、商工会議所や金融機関等と連携し、創業支援等事業計画に基づく支援等を行う。

イ 事業実施主体

富山県滑川市

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。